



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和6年5月16日
仙台管区気象台

宮城県の高潮警報・注意報の暫定基準廃止について

気仙沼市と南三陸町に適用している高潮警報・注意報の暫定基準について、令和6年5月23日(木)に廃止します。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による防潮施設の被害等により、高潮に対して脆弱性が残る気仙沼市と南三陸町では、高潮警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げています。

今般、両市町における防潮施設の復旧状況から、高潮に対する脆弱性が解消されたことを確認したため、以下のとおり暫定基準を廃止します。

今回の暫定基準廃止により、宮城県内における高潮警報・注意報の暫定基準は全て廃止となります。

1 暫定基準を廃止する市町
気仙沼市、南三陸町

2 変更日時
令和6年5月23日(木)13時

3 両市町の高潮警報・注意報発表基準

市町村	警報(潮位:m)		注意報(潮位:m)	
	通常基準	暫定基準	通常基準	暫定基準
気仙沼市	1.2	1.1	0.9	0.8
南三陸町	1.2	1.1	0.9	0.8

問い合わせ先
仙台管区気象台気象防災部予報課 防災気象官 紺野
電話 022-297-8134